

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談
各種許認可申請・相続・内容証明文書作成

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
E-mail: sr8seki jima@yahoo. co. jp



2008年1月号

明けましておめでとうございます

安心して暮らせる年金制度構築の年に

(1) 社会保険庁解体と社労士の役割

今年には総選挙が予想され、年金問題が争点となりそうです。浮いた年金で揺れる社会保険庁は、これまで年金業務と健康保険業務を一体的に進めてきましたが、今年の10月にまず全国健康保険協会が設立され、健康保険業務を引き継ぎます。そして、平成22年1月には、日本年金機構が発足し、公的年金の運営業務を引き継ぐとされています。社会保険庁の「解体・民営化」によって長期間にわたって国民の生活を支える年金制度が維持されるかは疑問があるところです。こうした中で社会保険労務士の役割が今後一層強まるのではないかと思います。

(2) 25年保険料納付要件の短縮がまず必要

日本の年金制度は、保険料積立機能による戦費調達が主要な目的であったことなどから、原則として25年という長期の保険料納付を必要とします。これは世界にも例のないことで、無年金者の発生につながっています。

したがって、国民の年金権保障の観点から、加入期間の短縮は切実な課題です。少なくとも欧米先進諸国並みの10年程度にする必要があるでしょう。

(3) 安心して暮らせる年金制度の構築

公的年金制度は、人々の老後の生活を支える大切な制度です。現在と将来の無年金・低年金者の問題と、それをつくりだしている制度の欠陥や年金不信を放置することは許されません。

今求められることは、本当に信頼でき安心して暮らせる年金制度の構築と、1人の被害者も出さないための解決策に英知を結集することではないでしょうか。

年金が減らされ、返済を求められることも

— 浮いた年金の統合で —

社会保険庁から年金記録もれの可能性のある人に「ねんきん特別便」が送付されます。もれていた年金記録が見つかった場合、大部分の人は増額分の年金が過去にさかのぼって支給されます。

しかし、記録の復活が年金額の増加に必ずしもつながるわけではありません。「過払い」になることが判明して、年金が減らされたり、返済を求められることがおき、ときとして無年金者になるおそれもあるからです。

そのため、下記に該当する年金を受給している人は年金統合には注意が必要です。

◆加給年金受給者の妻の年金加入歴

老齢厚生年金や障害厚生年金につく加給年金は、妻（配偶者）の厚生年金加入が20年（35歳以上15年）未満の場合です。年金統合により、妻の厚生年金が20年（35歳以上15年）以上になると夫の年金についていた加給年金はなくなります。配偶者加給は、22万7900円～39万6000円です。妻が65歳になると妻の年金に振替加算がつきますが、妻の厚生年金が20年以上になるとこれもなくなります。

◆障害厚生年金・遺族厚生年金の最低保障（被保険者期間25年未満）受給者

現職中に発生した障害や死亡の場合など障害厚生年金や遺族年金には、最低25年（300月）加入していたものとみなす最低補償があります。これまで算入していなかった昔の厚生年金期間が見つかって統合した場合、年金額算定の基礎となる平均標準報酬月額が変わります。昔の低いときの標準報酬月額を算入することによって年金支給額が減額になることがおこります。年金支給の時

効は5年ですので最高5年分の返却が求められます。

◆寡婦年金受給者

寡婦年金は、死亡した夫が国民年金第1号被保険者として25年以上保険料を納付していることが条件です。この寡婦年金の受給者で亡夫に重複加入していた厚生年金が見つかり、第1号被保険者としての25年を満たさなくなった場合は、寡婦年金の受給権を失い返済を求められます。

◆第4種被保険者加入で受給資格を得た人

第4種被保険者加入によって厚生年金加入期間を20年（中高年特例15年）にして受給資格を得た人で、それ以前の厚生年金が出てきた場合、昔の低い平均金標準月額で再計算され、受取る年金額が遡って減額されます。第4種被保険者とは旧厚生年金保険法の制度で受給資格に必要な20年（中高年15年）を満たさない場合に行えた厚生年金の任意加入期間のことです。

◆国民年金の納付期間中の脱退手当金

国民年金を納付している期間に厚生年金の脱退手当金を受給している期間が見つかった場合、厚生年金の加入期間が優先されます。このため、国民年金加入期間はなくなり、保険料は還付されます。この結果、その分の国民年金は減額されます。場合によっては、25年の納付要件を満たさないことも生まれ、無年金者となることがあります。

また、旧法の国民年金（年金コード0120）を受給している人が、厚生年金と重複加入していた場合、通算老齢年金に裁定替えになり、国民年金の特別加算分が過払いになります。

業務災害となる具体例



業務災害とは、労働者の業務上による負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。業務災害として認められるには、①業務と疾病等の間に一定の因果関係があること（業務起因性）、②労働者として雇われて働いていることが原因となって発生した災害であること（業務遂行性）が要件とされています。具体的には次の例があげられます。

業務災害の具体的事例

① 所定労働時間内や残業時間内に事業場内において、**事業主の支配・管理下で業務に従事している場合の災害**は、基本的に、業務災害と認められます。ただし、次の場合には業務災害とは認められません。

(1) 労働者が就業中に私用（私的行為）を行い、または業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それらが原因となって災害が発生した場合

(2) 労働者が故意に災害を発生させた場合

(3) 労働者が個人的なうらみなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合

(4) 地震、台風など天災地変によって被災した場合（ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務災害と認められます。）

② 例えば昼休みや就業時間前後に同僚とキャッチボールをしていた際、誤ってボー

ルにより負傷したような場合は、事業場施設内にいたとしても実際に業務をしているわけではないので私的行為により発生した災害とされ、業務災害とはなりません。

③ 業務中の用便・飲水等の生理的行為は**事業主の支配下にあることに伴う業務**に付随する行為として取り扱われますので、その際に発生した災害は業務災害とされます。

④ **出張や社用での外出など事業場施設外での業務**は、労働契約に基づき事業主の命令を受けて仕事をしているわけですから、途中で積極的な私的行為を行うなど特段の事情がない限り、その際に発生した災害は、一般的に、業務災害と認められます。

⑤ **業務との間に相当因果関係が認められる疾病（業務上疾病）**についても、業務災害として認められます。



トピックス



●無年金者が118万人 社保庁推計

社会保険庁は、公的年金の「無年金者」が、推計で約118万人に上ることを明らかにした。今後、保険料を納付しても受給資格要件を満たさない人も含まれており、年齢別では65歳以上が約42万人、64～60歳が約31万人、60歳未満が約45万人となっている。(12月23日)

●「学生納付特例」の手続きが大学窓口で可能

社会保険庁は、学生が国民年金の保険料の支払いを卒業後まで猶予してもらう「学生納付特例」について、2008年4月から、大学や短大の窓口での手続きが可能となるようにすると発表した。これにより、学生が市町村に直接出向いて申請する必要がなくなる。(12月14日)

●「厚生年金保険料納付特例法」が成立

保険料を給与から天引きされていたにもかかわらず勤務先が納付していなかったために年金が減額されてしまう可能性のある従業員を救済するための「厚生年金保険料納付特例法」が、12日に成立した。総務省「年金記録第三者委員会」に厚生年金の記録訂正を申し立てている約1万2,000人のうち5,000人程度が救済される見通し。(12月13日)

●年金から住民税を天引きへ

政府は、高齢者が受け取る公的年金から、個人住民税を天引きする制度を2009年10月に支給する年金から始める方針を固めた。総務省は

65歳以上の年金受給者のうち、約2割が天引きに移行することになるとみている。(12月8日)

●ダイキンが「偽装請負」改め、直接雇用へ

ダイキン工業は堺製作所(堺市)で、請負会社が混在した生産方式が「偽装請負」にあると大阪労働局から是正指導を受けたと発表した。これを受け、来年3月から同製作所の請負労働者488人を直接雇用に切り替える。今後、他の国内工場の請負労働者約630人についても順次直接雇用に切り替える方針。(12月7日)

●「事業承継税制」導入へ 相続税を8割軽減

自民党税制調査会は、中小企業の後継者の相続税負担を軽減する「事業承継税制」について、相続税額を8割軽減する新制度を来年10月に導入する方向で調整に入った。後継者難による中小企業の廃業を減らし、技術の継承や雇用機会の維持につなげるのが狙い。優遇措置を受けるには5年間の事業継続や雇用維持といった条件を満たす必要がある。政府は、適用要件を定めた中小企業事業継続円滑法案を次期通常国会に提出する方針。(12月7日)

●「社会保障カード」は年金・医療・介護に

厚生労働省は、2011年度の導入を目指している「社会保障カード」について、対象範囲を年金・医療・介護に限定し、当初検討されていた雇用保険は対象としない方針を明らかにした。カードは1人に1枚発行される。(12月4日)